

夕張市法人市民税 税率表

1. 均等割の税率

税率(円) × 事務所等を有していた月数 ÷ 12

法人等の区分		税率(円)
資本等の金額 (保険業法に規定する相互会社は、純資産額として 政令で定めるところにより算定した金額)	市内にある事務所、事業所、 寮等の従業員数の合計	
50億円を超える法人	50人超	3,600,000
	50人以下	492,000
10億円を超え、50億円以下の法人	50人超	2,100,000
	50人以下	492,000
1億円を超え、10億円以下の法人	50人超	480,000
	50人以下	192,000
1千万円を超え、1億円以下の法人	50人超	180,000
	50人以下	156,000
1千万円以下の法人	50人超	144,000
上記に掲げるもの以外の法人等		60,000

2. 法人税割の税率

課税標準となる法人税額 × 税率(12.1%) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに
開始した事業年度

課税標準となる法人税額 × 税率(8.4%) 令和元年10月1日以降に開始した事業年度

※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告額
について、法人税割は3.7/12(通常は6/12)となるもの。